

①服務規律の確保に関する取り組み(平成20年度)

時 期	内 容	発信者
平成20年 6月	職員の綱紀保持の徹底について	副市長
平成20年 8月	職員の綱紀保持の徹底について	市長
平成20年12月	職員の綱紀保持の徹底について	副市長

②営利企業等従事制限に係る許可(平成20年度)

申請件数	承認件数	事由
39件	39件	住宅・土地統計調査調査員など

①研修の実施状況(平成20年度)

ア 一般研修

同じ階層に属する職員に共通の研修内容を一定の場所で一時期に行う集合研修です。多数の職員が知識を体系的に学び、相互啓発の機会が得られ、市の実情に応じた研修ができるものです。

研修の名称	受講者数(人)
新規採用職員第1次研修	39
新規採用職員第2次研修	25
中級職員研修	17

イ 特別研修

各行政分野において、職務遂行能力や技術を高め、より高度で新しい専門的知識を習得するために行う研修です。

研修の名称	受講者数(人)
接遇研修	46
法制執務研修	31
自治体法務研修	40
民間企業研修	8

ウ 派遣研修

専門的な内容について、効率的な研修を実施するため、外部研修機関などに職員を派遣して実施する研修です。

研修の名称	受講者数(人)
自治大学校	2
市町村職員中央研修所	11
千葉県自治研修センター	90
千葉県市町村振興協会海外派遣研修	1
印旛郡市広域市町村圏事務組合	86
国土交通大学校	1
全国建設研修センター	5
文部科学省派遣研修	1
消防大学校	2
千葉県消防学校	35
救急救命東京研修所	1
各課専門実務研修	383

②勤務成績の評定(平成20年度)

職務の級が6級(主査)までの昇格の時期、年1回の昇給の時期に、所属長による勤務成績の評定を実施しています。平成20年度の昇格時の勤務成績の評定の実施状況は次の通りです。

実施時期	対象者数(人)
平成20年 6月	2
平成20年 9月	1
平成20年12月	1
平成21年 2月	107

地方公務員法は、職員の福利厚生を図る制度として共済制度(同法第43条)、厚生制度(同法第42条)を定め、また、これらとは別に公務災害補償制度(同法第45条)を定めています。

①福利厚生制度

ア 共済組合

職員の共済制度は、地方公務員等共済組合法に基づき、千葉県市町村職員共済組合が行っています。その費用は職員の掛金と市の負担金で賄われており、その内容は、短期給付事業(健康保険関係)、長期給付事業(年金保険関係)、福祉事業(健康診査事業など)です。

イ 職員互助会

職員の厚生制度は、地方公務員法において職員の保健、元気回復そのほか厚生に関する事項について計画し、実施することが義務付けられていることから、本市では成田市職員互助会が市に代わり職員の福利厚生事業を行っています。その費用は職員の掛金と市の補助金で賄われており、平成20年度の職員互助会決算額は54,388,248円で、市からの補助金は20,652,485円でした。

②安全衛生管理(平成20年度)

職員の健康の保持増進のため、労働安全衛生法に基づく定期健康診断などを行っています。

健康診断などの名称	受診者・受講者数(人)
定期健康診断	634
婦人科検診(乳がん・子宮がん)	43
腰痛・頸肩腕検診	32
B型肝炎予防接種	(延べ)246
健康相談	(延べ)79
健康管理講習会	124

③公務災害補償

職員が公務上の災害(負傷、疾病、障がいまたは死亡)または通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行うことにより、被災職員とその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とします。補償の種類には、療養補償、休業補償、傷病補償年金、傷害補償、介護補償、遺族補償、葬祭補償などがあります。平成20年度の認定件数は、8件(公務災害4件、通勤災害4件)でした。

平成20年度において、本市職員が公平委員会に対し行った勤務条件に関する措置の要求、不利益処分に関する不服申立ては次の通りです。

区 分	件 数
勤務条件に関する措置の要求	0
不利益処分に関する不服申立て	1

※くわしくは人事課(☎20-1505)へ。

2 職員の給与

特殊勤務手当（平成20年度決算）	職員全体に占める手当支給職員の割合		33.1%
	支給職員1人当たり平均支給年額		19,855円
	手当の種類(手当数)		17種類
	代表的な手当の名称	支給額の多い手当 多くの職員に支給されている手当	救急等出動手当、介助業務手当、保健福祉業務手当、用地等交渉手当、機関員業務手当 救急等出動手当、機関員業務手当、消火等作業手当、保健福祉業務手当、税徴収等手当

時間外勤務手当（決算）	平成20年度	支給実績	352,166千円
		職員1人当たり平均支給年額	295千円
	平成19年度	支給実績	349,695千円
		職員1人当たり平均支給年額	286千円

3 特別職の報酬など

特別職の給料と議員の報酬の月額は、「成田市特別職報酬等審議会」の答申を受けて、「特別職の職員の給与に関する条例」などで次の通り定められています。現在の報酬などの月額は平成10年4月1日（市長は平成6年4月1日）から適用されています。

（平成21年4月1日現在）

区 分	報酬などの月額	期末手当	
市 長	883,500円	（平成20年度支給割合） 6月期 2.15月分 12月期 2.35月分 合計 4.50月分	
副市長	760,000円		
教育長	703,000円		
議 長	530,000円		
副議長	490,000円		
議 員	470,000円		

市長、副市長、教育長の給料月額は、平成17年7月1日から23年1月20日までの間における5%の減額措置後の月額です。

4 勤務時間その他の勤務条件

①勤務時間

職員の勤務時間は原則として次の通りです。

勤務時間	休憩時間
午前8時30分～午後5時15分	正午～午後1時

公務の運営上の事由により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員（消防職員など）は、特別の勤務時間の割り振りを定めています。

②休暇など

ア 休暇などの種類

種類	内容
年次有給休暇	1年に20日間（新規採用の年は採用月に応じて別に定める日数）付与されます。残日数は翌年に限り繰り越すことができます
病気休暇	負傷または疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に承認される休暇です
特別休暇	特別な事由により職員が勤務しないことが相当である場合に承認される休暇です
介護休暇	配偶者や2親等以内の親族などの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に承認される休暇です
育児休業	職員が3歳未満の子を養育するために、承認を受けて職務に従事しないことができます
部分休業	職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、承認を受けて勤務時間の一部について勤務しないことができます

イ 年次有給休暇の取得状況

対象職員数A	総付与日数B	総取得日数C	平均取得数C/A	消化率C/B
669人	26,337日	8,820日	13.2日	33.5%

対象職員数とは、平成20年1月1日～12月31日までの全期間を在職した市長事務部局の職員をいい、この期間中に中途に採用された者や退職した者、育児休業または休職などの事由のある職員を除きます。総付与日数とは、平成20年1月1日現在において各職員に付与された日数（前年からの繰越日数を含む）を合計したものです。

ウ 介護休暇、育児休業、部分休業の取得状況

種類	平成20年度取得者数（人）		
	男性職員	女性職員	合計
介護休暇	1	0	1
育児休業	0(0)	25(9)	25(9)
部分休業	0	4	4

（ ）内 の 数 は、平成20年度において新たに育児休業の承認を受けた職員の人数です。

5 分限処分と懲戒処分

①分限処分（平成20年度）

処分の種類	降任	免職	休職	降給
職員数(人)	0	0	8	0

分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすることができない場合に行う処分で、公務能率の維持を目的としてなされます。休職の8人の事由はすべて心身の故障のため、長期療養を必要とする場合です。

②懲戒処分（平成20年度）

処分の種類	免職	停職	減給	戒告
職員数(人)	1	0	0	0

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うための処分で、公務における規律と秩序を維持することを目的としてなされます。

①人件費(平成20年度普通会計決算)(単位:人・千円・%)

住民基本台帳人口 (平成21年3月31日現在)	歳出額A	人件費B	人件費率 (B/A)	平成19年度 人件費率
125,428	53,327,526	11,167,227	20.9	22.6

人件費とは、議員・各種委員・職員などに対し、勤労の対価・報酬として支払われる一切の経費をいいます。

②給与費(平成21年度普通会計当初予算)(単位:人・千円)

職員数A	給与費				1人当たりの 給与額(B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計B	
1,145	4,769,469	1,440,965	2,155,198	8,365,632	7,306

職員数は、普通会計における一般行政職員・技能労務職員などの総数であり、職員手当とは扶養手当・通勤手当・住居手当などの各種手当(期末手当・勤勉手当・退職手当を除く)をいいます。

③平均給料月額、平均給与月額、平均年齢

(平成21年4月1日現在 単位:円・歳)

区分	一般行政職員			技能労務職員		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
成田市	361,257	491,621	44.3	274,909	335,754	52.5
千葉県	355,669	443,531	44.4	331,246	386,982	49.9

給与月額とは、月々支給される給料と職員手当(期末手当・勤勉手当・退職手当を除くすべての手当)の合計額をいいます。

④初任給

(平成21年4月1日現在 単位:円)

区分	成田市	千葉県
一般行政職員	大学卒 178,800	178,800
	高校卒 144,500	144,500

⑤学歴別、経験年数別平均給料月額

(平成21年4月1日現在 単位:円)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職員	大学卒 271,146	328,942	379,100
	高校卒 233,240	270,614	335,200
技能労務職員	高校卒 213,475	256,733	318,550

経験年数とは、学校卒業後すぐに市に採用され、引き続き勤務している場合には採用後の年数をいい、採用前に職歴などのある場合にはその期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。

⑥ラスパイレース指数

(平成20年4月1日現在)

成田市	千葉県内市平均	全国市平均
103.6	101.2	98.3

ラスパイレース指数とは、国家公務員(一般行政職)の給料水準を100とした場合の各地方公共団体の給料水準を示すものです。

⑦諸手当

(平成21年4月1日現在)

職員には給料と職員手当が支給されますが、代表的な職員手当の内容は次の通りです。期末手当・勤勉手当は民間のボーナスに相当する手当であり、地域手当は地域の民間賃金水準を適切に反映できるようにするために支給する手当です。

区分	成田市	国
住居手当	○借家の場合(家賃10,000円を超える場合に限り)家賃の額に応じて30,000円を限度に支給 ○自宅の場合 10,000円	○借家の場合(家賃12,000円を超える場合に限り)家賃の額に応じて27,000円を限度に支給 ○自宅の場合 新築・購入後5年間 2,500円
通勤手当	○電車・バスを利用する場合 定期代など全額支給 ○乗用車などを使用する場合 交通用具と使用距離に応じて支給 ①自転車 2,000円～5,000円 (10km以上一律) ②原動機付自転車など 2,000円～20,900円 (40km以上一律) ③普通自動車など 5,500円～64,300円 (100km以上一律)	○電車・バスを利用する場合 定期代などに応じて1カ月当たり55,000円を限度に支給 ○乗用車などを使用する場合 使用距離に応じて2,000円から24,500円を支給

扶養手当額、期末手当・勤勉手当の支給割合、退職手当の支給率は国と同じです。

扶養手当	○配偶者 13,000円 ○配偶者以外の扶養親族 1人6,500円 16歳～22歳の子 1人5,000円加算
------	--

期末手当 勤勉手当	(平成20年度支給割合)		
		期末手当	勤勉手当
	6月期	1.4月分	0.75月分
	12月期	1.6月分	0.75月分
	合計	3.0月分	1.50月分

退職手当	[支給率]	自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	23.5月分	30.55月分
	勤続25年	33.5月分	41.34月分
	勤続35年	47.5月分	59.28月分
	最高限度額	59.28月分	59.28月分
	○その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算) ○1人当たりの平均支給額 26,371千円		

退職手当の1人当たりの平均支給額は、平成20年度に退職した全職種の職員に支給された平均額です。

地域手当	支給対象地域	成田市全域
	支給率	○平成22年度以降の支給率(本則) 12% ○経過措置に基づく平成21年度の支給率 10%
	平成21年度支給対象職員数	1,187人
	支給職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)	405,824円
国	○指定基準による支給率(平成22年度以降) 成田市全域 15%	
	○経過措置に基づく平成21年度の支給率 成田市全域 12%(成田国際空港区域内 14%)	

人事行政の運営状況を公表

地方公務員法第58条の2と成田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条に基づいて、市の人事行政の運営状況などについて公表します。

1 職員の任免と職員数

①平成21年度採用者数

職種名	職員数(人)
一般行政職	20
技術職	4
専門職	5
消防職	14
合計	43

人事交流などにより採用した職員を除く。

②平成20年度中の退職者数

職種名	退職事由別職員数(人)		
	定年	勸奨など	計
一般行政職	20	14	34
技術職	3	—	3
専門職	—	7	7
消防職	7	1	8
技能労務職	2	—	2
合計	32	22	54

人事交流などにより退職した職員を除く。

③一般行政職員の級別職員数

(平成21年4月1日現在 単位：職員数＝人、構成比＝%)

区分	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	計
標準的な職務内容	部長	課長 主幹	副主幹	主査	副主査	主任主事	主事	主事補	
職員数	20	114	65	199	90	102	72	12	674
構成比	3.0	16.9	9.6	29.5	13.5	15.1	10.7	1.8	100

職員数は一般職職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分によるものであり、標準的な職務内容はそれぞれの級に該当する代表的な職名です。

④部門別職員数と主な増減理由

(各年度4月1日現在 単位：人)

部門	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
	平成20年度	平成21年度		
一般行政 (うち福祉部門)	714 (276)	708 (277)	△6 (1)	○事務事業の見直しによる減
教育	170	165	△5	○事務の民間委託などによる減
消防	232	240	8	○消防署の新設による増
公営企業など	92	87	△5	○業務の合理化などによる減
合計	1,208	1,200	△8	

⑤派遣職員

(各年度4月1日現在 単位：人)

派遣先団体	平成20年度	平成21年度
印旛郡市広域市町村圏事務組合	1	1
香取広域市町村圏事務組合	1	1
公益法人など	14	12

⑥定員適正化計画の数値目標と進ちょく状況

◆平成17年4月1日～22年4月1日における定員管理の数値目標

◆定員管理の数値目標の年次別進ちょく状況

(各年度4月1日現在 単位：人)

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
1,249人	1,189人	60人	4.8%

職員数には、派遣職員(定数外職員)は含まれていません。

	平成17年度 計画始期	平成18年度 1年目	平成19年度 2年目	平成20年度 3年目	平成21年度 4年目	平成18年度～ 21年度合計	(参考) 数値目標
職員数	1,249	1,240	1,222	1,195	1,188	—	1,189
増 減	—	△9	△18	△27	△7	△61 (101.7%)	△60

平成17年度計画始期の職員数は、成田市・下総町・大栄町・佐原市外五町消防組合(一部)の職員数を合計したものです。()内の数値は、数値目標に対する進ちょく率を示したものです。